**茨城大学農学研究科ダブルディグリープログラムによる留学誓約書**

茨城大学学長　 殿

私は、茨城大学農学研究科ダブルディグリープログラムによる留学に出願及び参加するにあたり、以下の事項を理解し、同意することを誓約いたします。

**出願に関する事項**

1. 農学研究科ダブルディグリープログラムによる留学候補者として選抜された後は、本学が正当と認める理由以外は辞退することができない。
2. 留学にかかる費用（ビザ取得費用、旅行費用、宿舎費用、海外旅行保険、その他留学中の全ての費用）を把握し、経済的負担者の了解を得たうえで出願する。
3. 受入先大学の所在する国・地域の安全上の状況によって、派遣の中止、延期、帰国勧告を決定する場合があることを理解し、決定が下された場合は決定に従う。
4. 農学研究科ダブルディグリープログラムによる留学候補者として選抜された者は、候補者として受入先大学へ推薦されるが、最終的な受入の判断は受入先大学が行う。受入先大学の事情により受入が許可されない場合もある。

**留学決定後の手続きに関する事項**

1. 留学に必要な諸手続き（パスポートやビザ、保険加入、その他留学に関わる書類作成等）は期日までに自らが責任をもって行う。手続きの遅れや不備により、参加資格が取り消される場合もある。
2. 海外旅行保険に必ず加入し、十分な補償が受けられる手続きを行う。また、受入先大学から保険加入を求められた場合には、双方の保険に加入する。
3. 受入先国から求められた必要な健康診断を受診し、必要な予防接種を行う。

**留学期間中に関する事項**

1. 滞在国の法令、本学及び受入先大学の学則を遵守し、受入先大学の指導教員や担当者等の指示に従う。
2. 農学研究科ダブルディグリープログラムによる留学の趣旨を理解し、受入先大学にて学業に精力的に取り組む。
3. 受入先国（地域）の治安の悪化等により本学から留学中止及び途中帰国勧告があった場合には速やかに従う。
4. 渡航期間中の災害、戦争、革命、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪など不可抗力による損害については、本学は一切責任を負わない。
5. 農学研究科ダブルディグリープログラムによる学生の法令違反、故意、過失、個人的問題から生じた損害または農学研究科ダブルディグリープログラムによる学生が与えた人的もしくは物的損害については、本学は一切責任を負わない。
6. 留学期間の変更は原則として認められない。やむを得ない事情により留学期間変更の可能性が生じた場合は、速やかに受入先大学と本学の担当者双方に連絡し指示を受ける。
7. 重大な病気、事故に巻き込まれた場合、または懲戒の対象となった場合は、速やかに両大学の担当者に連絡する。

**留学終了後に関する事項**

1. 留学終了後は、必ず帰国し、本学に復学する。
2. 帰国後は速やかに農学研究科において所定の手続きを行い、留学終了届を留学交流課に提出する。
3. 受入留学体験者として、情報提供や留学関連のイベントに積極的に参加する。
4. 本学または奨学金支給団体が行う留学に関するアンケートやインタビュー等の各種調査に可能な限り協力する。

平成　　　年　　　月　　　日

学籍番号：

　　学生氏名　　　　　　　　　　　　　　　（自署）

平成　　　年　　　月　　　日

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　（自署）